

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第1章 天皇 (3)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第1章 天皇 (3)

第三条 【天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認】

天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負う。

第四条 【天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任】

①天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関するすべての権能を有しない。

②天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

説明

「天皇の国事に関するすべての行為」のことを「国事行為」と言います。

国事行為については、憲法第6条・第7条に具体的に定められていますが、天皇陛下はここに列挙されている以外に行っていないというのが憲法の建前です（憲法第4条）。そして、「内閣が責任を負う」というのは、助言と承認について判断した内閣の政治的責任を負うという意味です。逆に言えば、天皇は政治的責任を一切負わないということです。

注) 天皇陛下は、国事行為（第6条・第7条）以外に、どのようなご公務をされているのでしょうか。

第五条 【摂政】

皇室典範の定めるところにより、摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第1項の規定を準用する。

説明

天皇に代わって国事行為を行う職で、現在の法律では、天皇が未成年または長期の故障があるとき、天皇に代わって国事を行う憲法上の機関。

(4)

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.